



# 島根県報

令和2年7月28日（火）

号外第95号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部（土木総務課） 2  
改正

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の一部改正（ ” ） 2

**告 示****島根県告示第493号**

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第272号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る特例）

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、定期審査は、令和2年度においては実施しないものとし、令和3年度において実施するものとする。
- 3 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、令和2年度における追加審査は、7月31日から8月10日までの間及び1月15日から1月25日までの間に限り申請することができる。

**附 則**

この告示は、令和2年7月28日に施行する。

**島根県告示第494号**

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の3項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る特例）

- 2 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、営業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における第3条第2号の規定の適用については、同号中「第6条第1項の規定により申請する日（以下「申請日」という。）の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。
- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、定期審査は、令和2年度においては実施しないものとし、令和3年度において実施するものとする。
- 4 第5条第1項及び第3項の規定にかかわらず、令和2年度における追加審査は、7月31日から8月10日までの間及び1月15日から1月25日までの間に限り申請することができる。

**附 則**

この告示は、令和2年7月28日に施行する。